

第1回幹事会の課題等の整理

- ・低入札価格の弊害について
- ・予定価格の事後公表について

平成21年2月27日

国土交通省 中国地方整備局

■低価格入札の弊害について

○工事成績評価について

- ・逆に頑張って良い施工を行う受注業者も少なくないが、持出しや下請しわ寄せ等につながっている。
- ・監督体制の強化や段階確認の増加等により必ずしも評価は低くならないが、受・発注者ともコストがかかっている。

○事故発生、手抜き工事等について

- ・発生件数の少なさから、事故発生等との相関までは認められないものの、実際粗雑工事や事故は発生。

○下請契約の不備、しわ寄せ等について

- ・各県の建設業協会としては、下請しわ寄せ防止の観点で問題意識有り。

7割近くの業者が 原価割れ工事経験

県土整備部アンケート

282社回答

「さらに厳しくなる」8割
今後の経営見通し

県土整備部は8月に実施した県内建設業の実態アンケート(有効回答数282)の結果をまとめた。今後の経営見通しについて「さらに厳しくなる」と答えた業者が79.1%に上り、経営上の課題(複数回答)でも「受注の減少」を挙げたのが84.9%に次いで、「利益率の低下」も66.3%と突出した。公共事業量の減少と入札価格の低下が影響し、先行き不透明感が業界に広がっている実態があらためて浮き彫りになった。

一方で、新分野・新市場への進出は「検討していない」率について総合工事業(一般)が63.3%、同業他社との合併や組合の設立など企業間連携についても「検討していない」が86.4%に上り、現状が「ほぼゼロ」と回答。土木以外の打開に向けて「打つ手」がなかなか見いだせない県内業者の迷走も際立った。

た2007年8月以降、「県工事の元請け受注が減った」とする回答が59.5%。中でも原価割れ(赤字工事)工事件数の割合は、「ゼロ、なし」が31.2%あった一方、「1割以下」が37.6%、「1割以下6割」が18.4%、「7割以下9割」が4.3%、「10割すべて」も8.5%あった。結果、全体で7割近くの業者が、受注した工事の中に原価割れの現場を抱えていたことが分かった。

平成20年12月4日(木)
建設工業新聞[1面]

現状の課題では、営業利益の確保を挙げたのが22.4%、設備工事業では「作業員の高齢化」が22.5%と多かった。技術面でも「技術や技能、ノウハウの伝承」を30.2%の企業が課題に挙げ、人材の育成が十分に進んでいない実態が鮮明になった。

県、公共機関に対する要望(複数回答)では、県の業行政に対する「地域建設業の維持育成のための政策」を求める声が74.1%、「不良・不適格業者排除の徹底、適正な施工体制の確保」が52.9%と続いた。県工事の発注・入札に対する要望(複数回答)は「地域の中小・中堅建設企業の受注機会の確保」が79.9%、次いで「分離・分割発注の拡大」が43.9%と多かった。

また、入札制度が改正され

た2007年8月以降、「県工事の元請け受注が減った」とする回答が59.5%。中でも原価割れ(赤字工事)工事件数の割合は、「ゼロ、なし」が31.2%あった一方、「1割以下」が37.6%、「1割以下6割」が18.4%、「7割以下9割」が4.3%、「10割すべて」も8.5%あった。結果、全体で7割近くの業者が、受注した工事の中に原価割れの現場を抱えていたことが分かった。

※アンケート調査は、同部がとつくり政策総合研究センターと共同で実施した分析した。県内に本店がある建設業者400社を対象。内訳は土木工事業業者300社、土木工事業業者以外(電気、造園、塗装)100社。実施期間は8月1日～29日。調査方法は記入、選択で郵送による回収。有効回答率は28.2%。格付け割合は土木A級18.1%、B級20.2%、C級18.4%、D級13.5%、土木以外29.8%。土木はA、D級からほぼ均等に回収され、土木以外はやや回収率が高く、約3割が回答を寄せた。

質問項目は大きく分けて①企業概要②建設事業の現状と課題③今後の経営見通し④企業戦略⑤新分野・新市場への進出⑥企業間連携⑦県、公共機関に対する要望

本紙では主な質問内容と回答を明日から項目ごとに6回に分けて掲載する。

低価格落札 8割採算割れ

競争激化経営を圧迫

道路や河川、砂防など県発注の公共工事で、予定価格に対する落札率が低かった工事について県が実態調査をしたところ、8割近くは採算割れの状態になっていたことが17日、明らかになった。公共工事削減が続く中で競争が激化していることが背景にあるものとみられ、工事の品質や安全性の低下を招きかねないとして、県は最低制限価格の見直しなどの対策を検討している。

県工事で実態調査

品質や安全性の低下懸念

県議会建設委員会が公表した。調査は2008年10月1日にかけて実施。07年事のうち、落札率が90%以下

形を調べ、167件について回答を得た。その結果、43.1%の72件で、工事原価が請負金額を上回る「原価割れ」の状態と回答。ほかに36.5%の61件では、工事原価に現場以外の管理部門の人件費などを加えた金額が、請負金額を上回る「経費割れ」の状態と回答していたという。原価割れ、経費割れを合わせると79.6%となった。県発注の公共工事は削減

平成21年2月18日(水)
読売新聞[朝刊31面(広島版)]

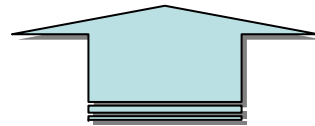
が続く。04年度の約2.50件から07年度は約1.400件まで減少。県によると1億円未満の公共工事について、事前公表する予定価格の75%とする最低制限価格引き下げに関する業者が続き、同委員会では、委員から「低価格入札の傾向が業者の経営を圧迫している」景気対策の観点から、最低制限価格を引き上げてはどうかなどの発言が相次いだ。大野宏之・県土木局長は、「最低制限価格を引き上げると、年度内に結論を出したい」と述べた。

■事前公表のデメリット

- その価格が目安となって適正な競争が行われにくい。
- 建設業者の見積努力を損なわせる。
- 談合が一層容易に行われる可能性。

■事前公表を採用しない理由

- 入札における不正行為の防止。(職員保護)



職員のコンプライアンスとは分けて考えるべき。

公共工事の品質確保に関する当面の対策について(概要)

平成20年3月28日
公共工事の品質確保の促進に関する
関係省庁連絡会議 申合せ

1. 総合評価方式の徹底

(1) 国の調達

- ①平成20年度以降の公共工事の発注において、原則総合評価方式を実施。
- ②平成20年度早期に調査設計業務等においても総合評価方式を本格導入。

(2) 地方公共団体の調達

- ①工事の品質を確保するための取組が行われるよう、以下の施策を推進。
 - ・平成20年度以降、国庫補助事業については、交付決定時に品確法遵守についての条件を付すことを原則とする。
 - ・毎年度の総合評価方式の実施目標とその達成状況の公表の促進。
- ②総合評価方式の導入・拡大に向け、地方公共団体向け総合評価実施マニュアルの改定など、各種支援を実施。

2. 不良不適格業者の排除、地場産業育成、下請企業等へのしわ寄せ防止

(1) 国の調達

- ①政府調達協定対象工事は原則入札ボンドを導入。
- ②下位等級業者の上位等級工事への参入機会の順次拡大。
- ③適切に地域要件を設定。
- ④地域貢献の評価、地元業者を下請とする場合等のインセンティブの付与の検討を実施。
- ⑤専門工事部分の評価を行う総合評価方式を順次導入・拡大。

(2) 地方公共団体の調達

- ①予定価格等の事後公表への移行を促進。予定価格等の事前公表を行う場合にはその理由の公表を促進。
- ②適切な地域要件の設定、入札ボンドの導入・拡大を促進。

3. 契約等の対等な関係の構築、ダンピングの防止

(1) 国の調達

- ①見積もりを活用する積算方式の導入・拡大。
- ②低入札価格調査基準価格の見直し。
- ③施工体制確認型総合評価方式・特別重点調査の導入・拡大。
- ④出来高部分払い方式、施工プロセスを通じた検査を順次導入・拡大。
- ⑤設計変更ガイドライン等を作成。

(2) 地方公共団体の調達

- ①予定価格や低入札価格調査基準価格などの適切な見直しの促進。
- ②最低制限価格制度の活用や、総合評価方式を実施する際における低入札価格調査と価格による失格基準の併用の促進。

4. 特殊法人等の調達

国の調達における取組と同様の取組の実施について、特殊法人等を指導。

5. 不当廉売・不公正取引等に対する監視の強化

- ①低入札価格調査の対象となった工事等について所要の調査の結果問題となる行為が認められた場合には厳正に対処。
- ②「建設業法令遵守ガイドライン」及び「駆け込みホットライン」の周知徹底。

6. 情報の共有のための体制整備

- ①地域ブロックごとに部局横断的な発注者協議会を平成20年度中に設置。
- ②施工段階での受注者からの苦情を関係者間で処理する体制を整備

■事後公表の法的根拠

- 1)「公共工事の入札及び契約の適正化の促進を図る法律(平成12年法律第127号)」
第15条第1項の規定に基づく「適正化指針(H18.6.9:総務省、財務省、国交省)」より告示されており、その中で以下のとおり予定価格について記載有り。

第2 入札及び契約の適正化を図るための措置

- ・予定価格については、**入札前に公表すると予定価格が目安となって競争が制限され落札価格が高止まりになること、建設業者の見積り努力を損なわせること、談合が一層容易に行われる可能性があること等に鑑み、国においては入札前に公表しないこととしている。**
- ・このため、各省各庁の長は等は契約締結後に事後の契約において、**予定価格を類推させる恐れがないと認められる場合において公表するものとする。**
- ・なお、地方公共団体においては法令上の制約はないことから、各団体において適切と判断する場合には事前公表をすることもできるが、事前公表の実施には上記弊害が生じることを踏まえ、事前公表の実施の適否について十分検討した上で、上記弊害が生じることがないように取り扱うこととし、弊害が生じた場合には事前公表の取りやめを含む適切な対応を行うものとする。

- 2)「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について(平成20年3月31日)」

総務省自治行政局長


国土交通省大臣官房建設流通政策審議官 から

各都道府県知事(市町村担当課、契約担当課扱い)

各政令指定都市市長(契約担当課扱い) 宛て


5. 予定価格等の公表の適正化

- ・予定価格の公表について、地方公共団体は法令上の制約がないことから、各団体において適切と判断する場合には、国と異なり事前公表を行うことも可能であるが、その価格が目安となって適正な競争が行われにくくなること、建設業者の見積り努力を損なわせること、談合が一層容易に行われる可能性があること等の入札前に予定価格を事前公表することによる弊害を踏まえ、予定価格の事前公表の取りやめ等の対応を行うものとする。**予定価格の事前公表を行う場合には、その理由を公表すること。**



2. 入札契約の課題

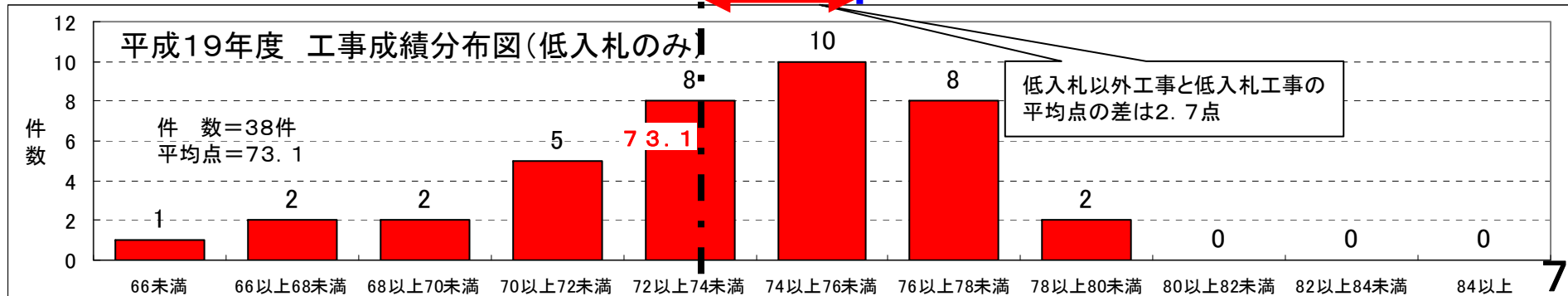
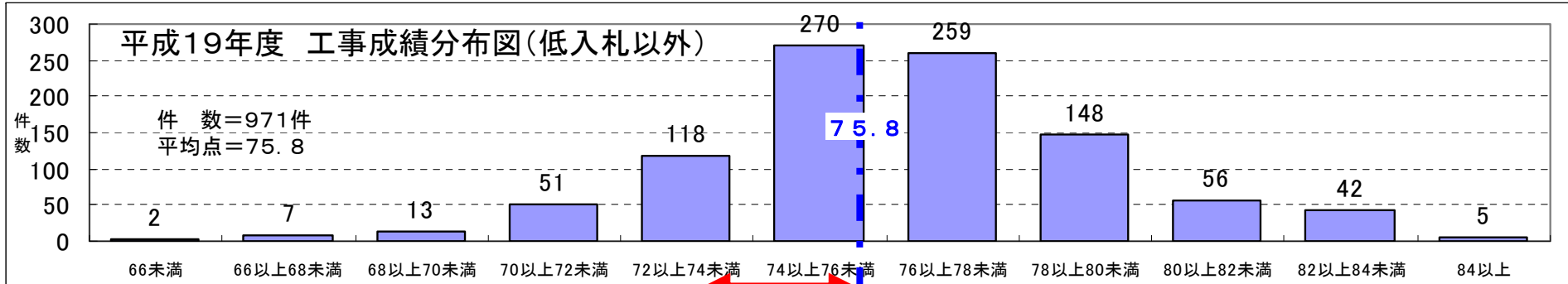
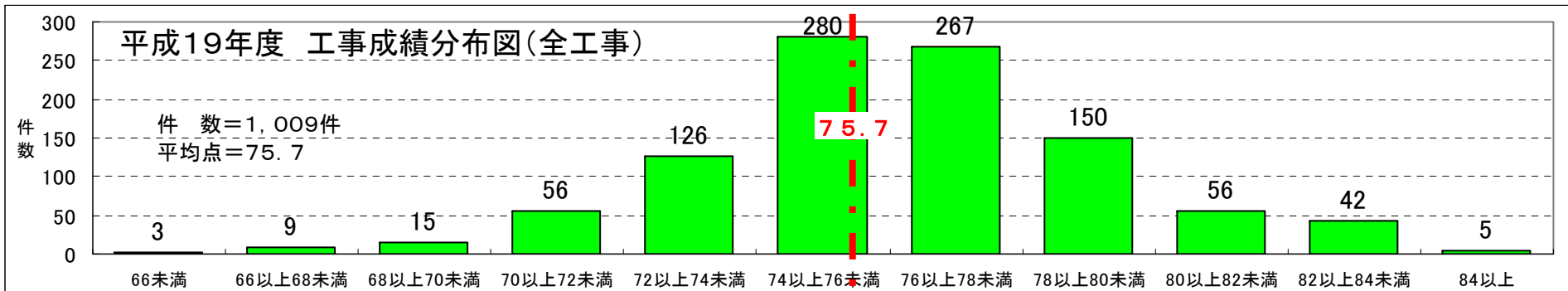
～ 低価格入札について ～



●平成19年度完成工事 (港湾空港工事を除く)

4月18日時点確定済み工事

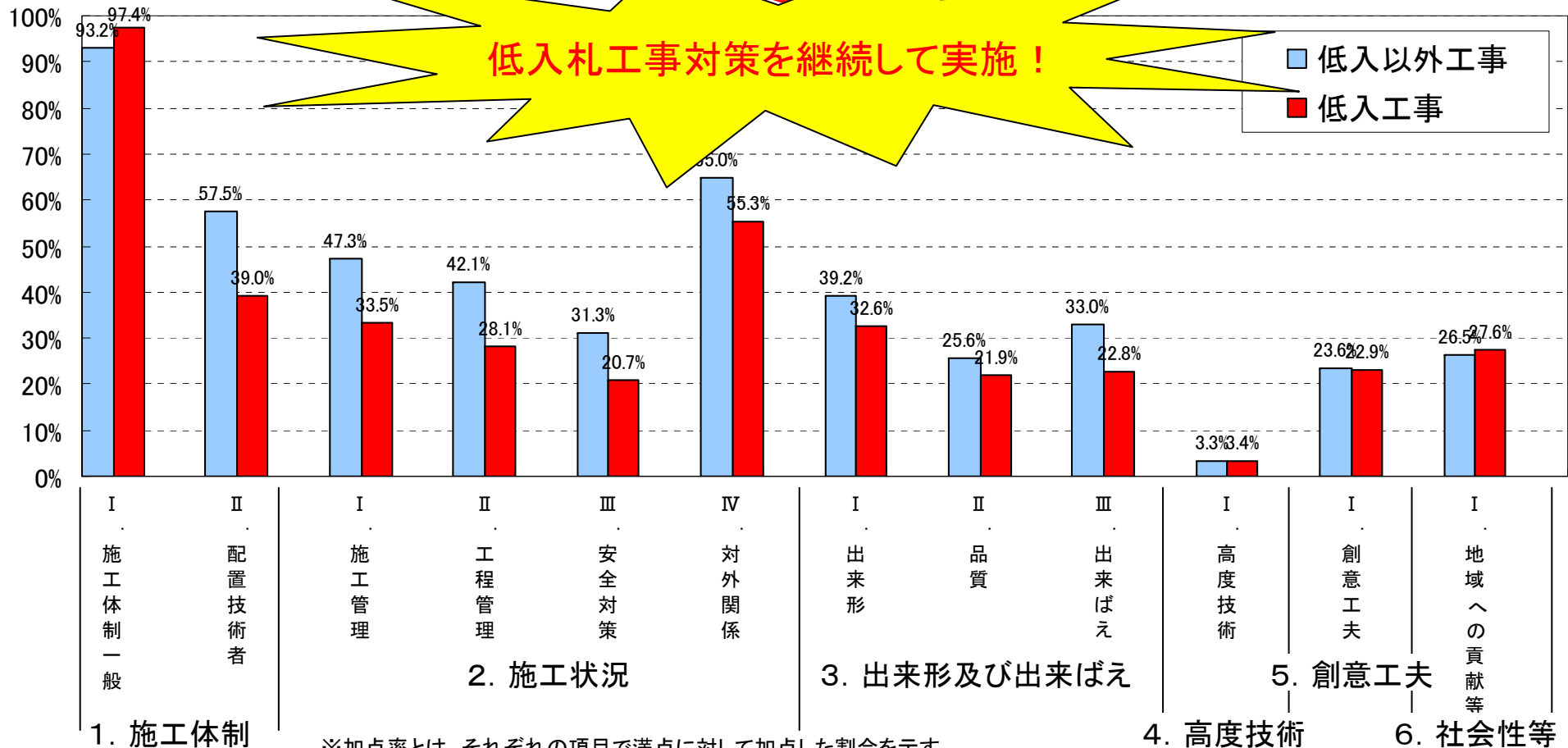
- ◆中国地方の直轄工事の平成19年度完成工事(1,009件)のうち、38件(約4%)が低入札工事である。
- ◆低入札以外工事の工事成績平均点75.8に対し、低入札工事の平均点は73.1であり、**2.7ポイント低い傾向**を示している。
- ◆H18年度と比較して、低入札以外工事と低入札工事の平均点の差が減少(H18:3.4点→H19:2.7点)。



平成19年度完成工事 低価格入札の工事成績比較 (港湾空港工事を除く)

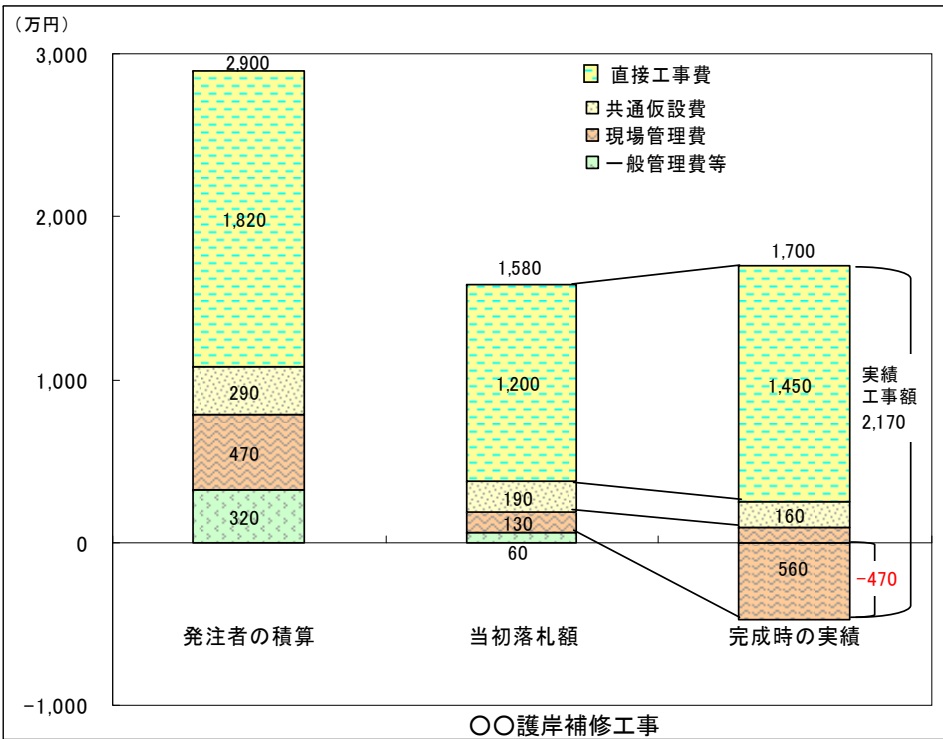
4月18日時点確定済み工事

- ◆項目別評定点(平均)でも、「出来形、品質、出来ばえ」といった工事目的物の品質に係る項目、「施工管理、工程管理、安全対策、対外関係」の施工状況に関する項目について、低入札以外工事と比較すると低入札工事は加算率が低い。
- ◆しかし、「施工体制一般」、「高度技術」、「創意工夫」、「地域への貢献等」については、低入札工事の加算率が低入札以外工事とほぼ同等。
- ◆総じて、低入以外工事と低入札工事における各項目における加算率の差は小さくなっているが、引き続き低入札工事が下回っている状況にある。



※加算率とは、それぞれの項目で満点に対して加算した割合を示す。
 計算方法: 加算率(%) = (加算点の平均点 - 基礎点) / (満点 - 基礎点) × 100

- ・低入札工事については、完成時の実績データにおいて**平均的に赤字受注となる**ことが確認できた。
- ・低入札工事の各経費については、工事の標準的な**経費を少なからず下回り**、また、入札時の**予定と最終的に要した実績とは大きく異なっている**。その結果、その場しのぎのコストの削減のため、必要な交通誘導員を減らすなどの**手抜きを行う事例**が発生している。



直接工事費: 工事目的物の施工に直接必要な経費(労務費、材料費など)
 共通仮設費: 工事目的物の施工に共通的に必要な経費(交通誘導員の給料、現場事務所設置費など)
 現場管理費: 工事現場を管理するのに必要な経費(現場代理人給料、税金支払など)
 一般管理費等: 企業の継続運営に必要な経費(本社社員給料、本社建物経費など)

平成14年3月1日～平成16年3月31日に施工した直轄土木工事(港湾・空港工事を除く)(235件のうち、落札率70%以下の工事120件のうち代表的な1工事を抽出)

◇事故の事例

工期 6ヶ月間

予定価格 268,852,500円(税込み)

契約額 182,490,000円(税込み)

落札率 67.9%

工事概要

〇〇県〇〇市〇〇地先において、〇〇自動車道の路体盛土及び現道のボックスカルバート築造の工事

事故概要

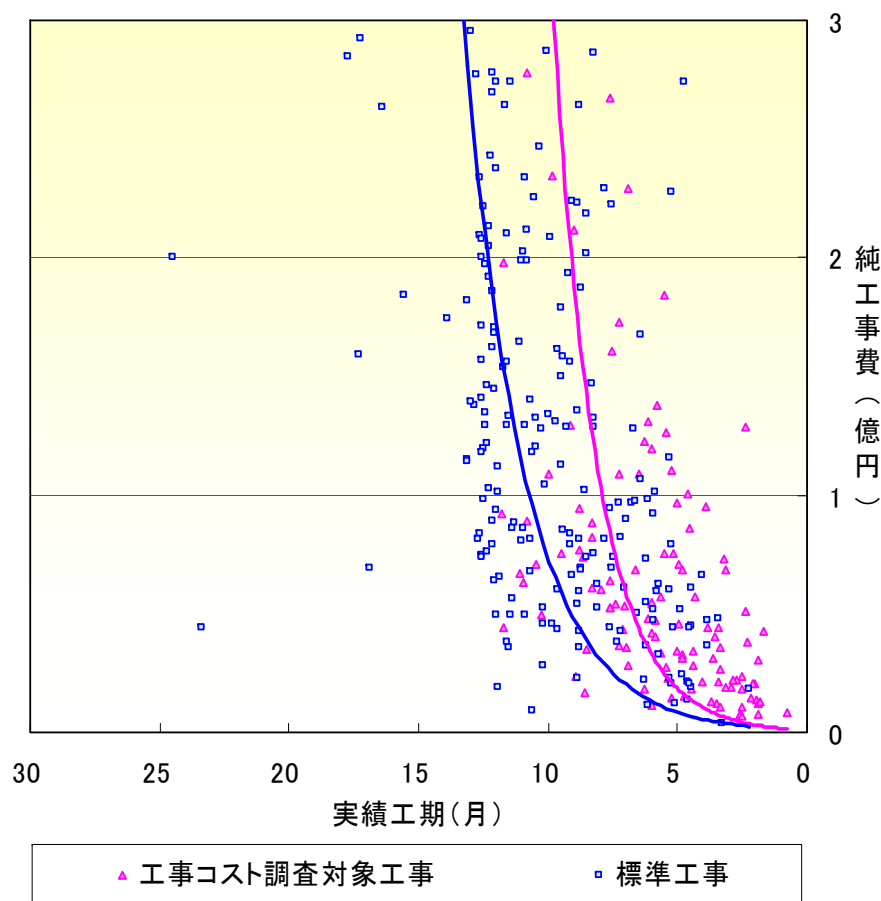
ストックヤードから工事現場に路体盛土用土砂を運搬するため、ダンプトラックで工事用道路を走行中、工事用道路と一般道が交差する箇所で、一般道を横断する際に一般車両と衝突した。

理由

昼食時間中もダンプトラックが通行するにもかかわらず、経費削減のため、工事用道路と一般道の交差部の交通誘導員の交代要員等を適切に配置していないため、昼食休憩時に交通誘導員が不在となり、交通誘導員の誘導のないままにダンプトラックが一般道に進入したため一般車両と衝突した。

- ・低入札工事では、受注者において、**コストを抑えるために工期を短縮しようとする意識が働いている。**その結果、安全確保のため通常は採用しない**無理のある工法を採用する事例**が発生している。

純工事費と実績工期の関係



工事コスト調査結果：平成14年3月1日～平成16年3月31日に施工した国土交通省直轄土木工事（港湾・空港工事を除く）のうち一般土木（408件）内訳：低入札工事113件、標準工事295件

◇事故の事例

工 期 6ヶ月間

予定価格 185,755,500円(税込み)

契約額 142,590,000円(税込み)

落札率 76.8%

工事概要

〇〇県〇〇村において、〇〇ダム本体施工に支障となる一般県道〇〇線の切回し道路を築造する工事（道路延長L=471m）

事故概要

本工事のための工事用進入路築造に支障となる埋設物（水道管）の切り回し作業にあたり、埋設管の位置確認のための試掘をバックホウで行ったため、バケットで埋設管（水道管）を損傷させた。

理 由

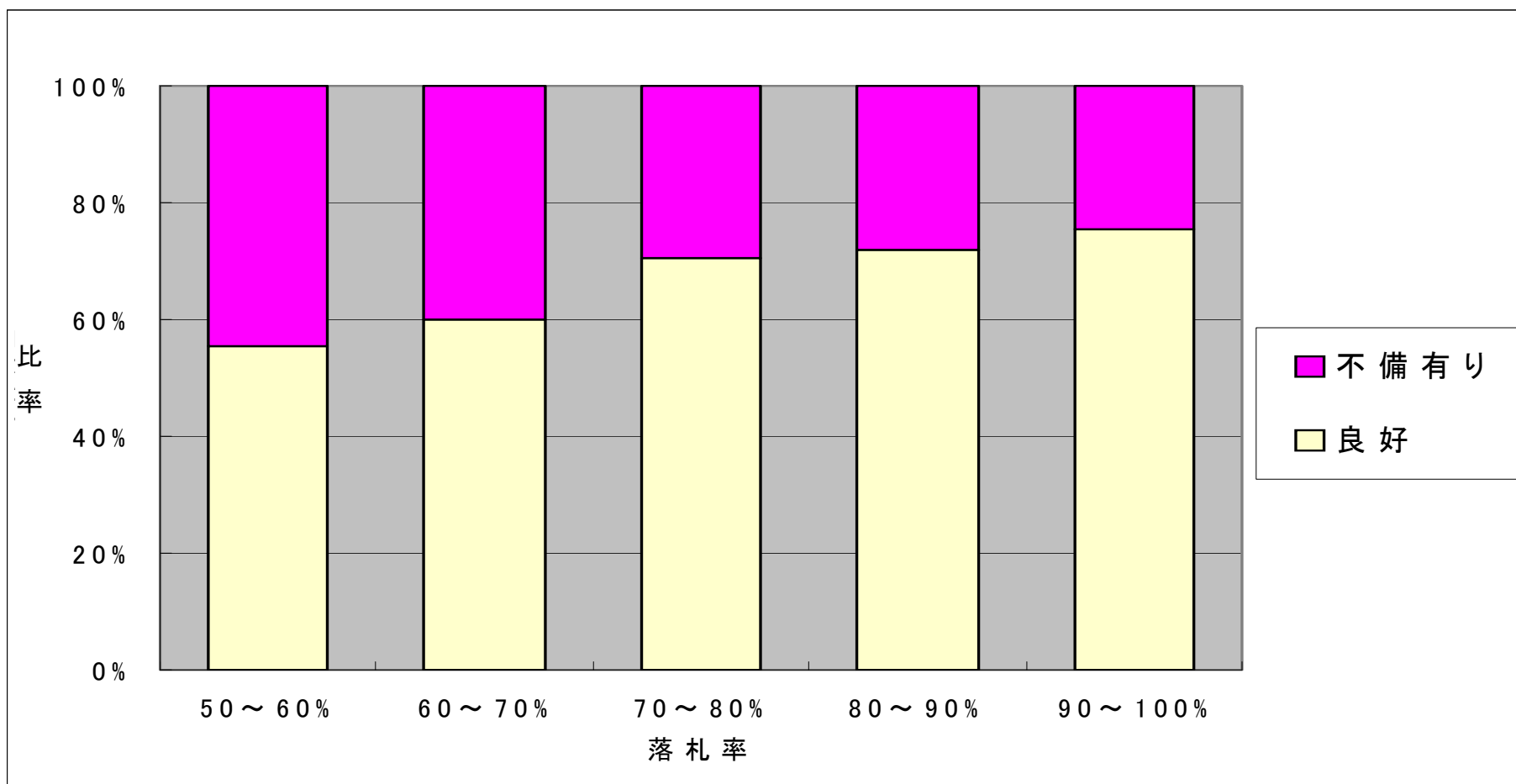
埋設管については管理者の台帳などで事前に把握していたが、詳細な位置確認のための試掘を行うにあたり、本来、人力掘削等で慎重に行う必要があるにもかかわらず、経費縮減のため機械掘削で行った。

※工事コスト調査：

低入札価格調査制度の対象となる工事について、工事に必要となった費用の内訳などの調査

・下請契約の契約書において「契約工種」や「数量」を明記していないなど**不備が見られる工事は、落札率が低いほど多い。**

◇下請契約の記載内容の点検結果



※H17施工体制一斉点検結果:平成17年10月1日~11月30日に施工中の国土交通省直轄土木工事(1,135件)

①低入札工事は、平均的に赤字受注となる。

- ・低入札工事については、完成時の実績データにおいて**平均的に赤字受注**となることが確認できた。
- ・低入札工事の各経費については、**工事の標準的な経費を少なからず下回り**、また、入札時の**予定と最終的に要した実績とは大きく異なっている**。

②低入札工事では、無理に工期を短縮しようとする傾向がある。

- ・低入札工事では、受注者において、コストを抑えるために**工期を短縮しようとする意識**が働いている。
- ・その結果、安全確保のため通常は採用しない**無理のある工法**を採用する事例が発生している。

③落札率が低下すると、工事成績は低下し、下請企業の赤字は増加。

- ・**落札率が低くなるほど**、工事成績評定点が**平均点以下の工事**や**下請企業が赤字**の工事の割合が**増加**。

④落札率が低いほど、下請契約の契約書に不備が見られる。

- ・下請契約の契約書において「契約工種」や「数量」を明記していないなど**不備が見られる工事**は、**落札率が低いほど多い**。

●低価格入札工事の問題事例

平成18年度 プレストレスト・コンクリート(PC)橋における粗雑工事の発生事例

【工事概要】

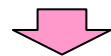
桁長44.77mのポストテンション方式PC単純桁(製作のみ)

工期:H18.6.27~H18.10.31

請負金額:59,325千円 (落札率:76.2%)

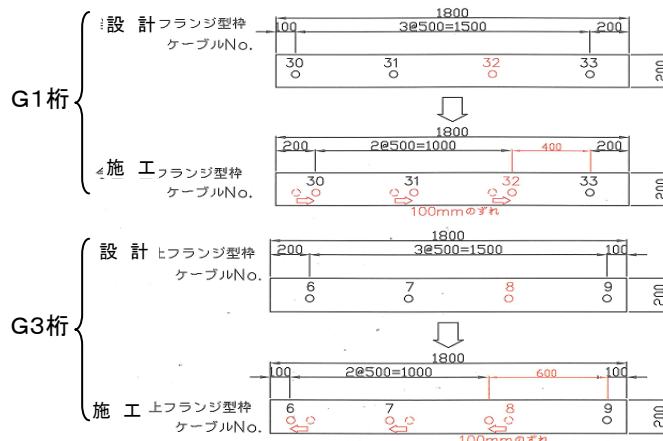
【粗雑工事概要】

PC桁製作後に、床版の一部の横締めシースの配置にズレがあることが発覚。



請負者が設計図に則り、横締めシースの配置間隔を管理していなかったことが原因。

横締めシースの配置のズレは最大100mmあり、現状ではPC桁に十分なプレストレスを与えることができない。また、PC鋼材緊張時にシースとPC鋼材の摩擦が大きくなる可能性があり、緊張管理基準を超えることが懸念されることから、桁製作業者が桁の再製作を実施。



それぞれの横締めシースの穴明けされた型枠を間違えて設置してしまった

